

発議第7号

国による子ども医療費の無料化と国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）  
廃止を求める意見書の提出について

国による子ども医療費の無料化と国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を  
求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成28年6月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

百上 真奈

田山 宏弥

前田 孝也

記

国による子ども医療費の無料化と国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）  
廃止を求める意見書

わが国の少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすこととなります。

こうしたことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、すべての自治体で子ども医療費助成制度が実施されています。

そのような中で、現下の医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、約2ヶ月後に償還されることになっています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり助成制度の趣旨を生かせることから、この方式への改善が求められています。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因のひとつに国民健康保険療養費に対する国庫負担金の調整（減額）の規定があり、現物給付方式を採用する自治体は国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営の支障となり、政府が推進する地方創生、少子化対策、定住促進、一億総活躍社会の実現に矛盾する措置となっています。

自治体の施策をより充実させ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠です。

よって、下記の事項を早期に実現するよう強く求めます。

記

1. 国による子ども医療費無料制度の創設
2. 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）の廃止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月27日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛